

## 支援センター中

支援センター中は平成24年度より、ホームズ中央と一体的運営を行い、職員の相互連携によって円滑に業務遂行するとともに、必要に応じて補完的役割を果たせるように具体的努力を重ねてきました。平成26年度においても、引き続き、互いの円滑な運営と発展のため、一体的運営を行ってまいります。

平成26年4月より、ホームズ中央は、法制度改正のグループホーム・ケアホームの一元化に伴い、共同生活援助事業(介護サービス包括型)の展開に取り組みます。

また、平成26年度5月1日より、支援センター中は、多機能事業所となり、あらたに生活介護事業を行います。就労継続支援 B 型事業と日中一時支援事業においても、元気に働き続けるために、健康管理や余暇活動にも力を入れて利用者とともに計画をたて、自立した地域生活が継続できるように、サービスメニューを作ってきましたが、生活介護事業においてその実績を十分活かした事業展開をいたします。現在の利用者のニーズと地域のニーズに応えられる事業を行います。

### ホームズ中央(共同生活援助(介護サービス包括型))

#### 【事業目的】

障害者総合支援法の改正により、4月からグループホームに一元化された。

大阪府指定の共同生活援助(介護サービス包括型)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

#### 【運営方針】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 利用者が主体的で豊かな生活を送ることができるように、ホームの世話人と生活支援員およびバックアップ職員が密接に連携協力し、様々な支援業務を行う。個別支援計画を基本にすえた支援を展開する中で、とりわけ栄養管理の確立、生活費や預り金などの金銭管理システムの確立を目指す。併せて世話人および関係職員の資質向上を図る。

【所在地】

名 称	所在地	入居定員
ひだまり	八尾市光町2丁目	5名
かみきたホーム	大阪市平野区加美北1丁目	5名
しょうじホーム (主たる事業所)	大阪市生野区小路2丁目	7名
さとホーム	大阪市東成区中本5丁目	4名

【職員配置】管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 世話人 13 名 生活支援員 7 名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1)利用者に対する相談
- (2)食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3)健康管理・金銭管理の援助
- (4)余暇活動の支援
- (5)緊急時の対応
- (6)職場等との連絡・調整
- (7)財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

ひだまり	(1)家賃	月額 20,800円
	(2)光熱水費	月額 10,200円
	(3)食材料費(朝食・夕食)日用品費	月額 20,000円
	お弁当(昼食)食材料費	1食 300円
	(5)備品修理買い替え費	月額 2,000円

かみきたホーム	(1)家賃	301号 和室	月額 30,600円
		6畳洋室	月額 29,600円
		4.5畳洋室	月額 28,600円
		304号和室	月額 30,600円
		6畳洋室	月額 30,600円
	(2)光熱水費		月額 8,400円
(3)食材料費		月額 20,000円	
	お弁当(昼食)食材料費	1食 300円	
(4)日用品費		月額 1,000円	
(5)備品修理買い替え費		月額 2,000円	
しょうじホーム	(1)家賃	和室6畳	月額 25,500円
		和室8畳	月額 27,500円
		洋室6畳	月額 24,500円
		洋室5畳	月額 22,500円
	(2)光熱水費		月額 8,000円
	(3)食材料費		月額 20,000円
お弁当(昼食)食材料費		1食 300円	
(4)日用品費		月額 1,000円	
(5)備品修理買い替え費		月額 2,000円	
さとホーム	(1)家賃	洋室6畳	月額 23,000円
		和室6畳	月額 26,000円
	(2)光熱水費		月額 10,000円
	(3)食材料費		月額 20,000円
		お弁当(昼食)食材料費	1食 300円
	(4)日用品費		月額 1,000円
(5)備品修理買い替え費		月額 2,000円	

**【入居に当たっての留意事項】**

- (1)個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2)利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3)社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

**支援センター中(就労継続支援B型事業・生活介護事業・日中一時支援事業)**

平成26年5月より、定員は20名の生活介護事業を行います。多機能型事業所として、他の事業とも連携しながら、利用者、家族、地域に役立つ事業所となるように努めます。

### 【事業目的】

大阪府指定の就労継続支援B型及び生活介護事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立って適切なサービスの提供を行う。

### 【運営方針】

- 1 就労継続支援B型事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 生活介護事業では、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

### 【所在地】

大阪府大阪市東成区玉津2-11-28

### 【利用者定員】

就労継続支援B型	30名
生活介護	20名

### 【職員配置】

管理者 1名 サービス管理責任者 1名

就労継続支援B型

職業指導員 3名（送迎及び運搬業務担当者含む） 生活支援員 5名

生活介護

医師 1名 看護職員 1名 生活支援員 9名（送迎及び運搬業務担当者含む）

### 【営業日及び営業時間等】

#### （1）営業日

月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時45分、  
隔週の土曜日の午前8時45分から午前12時までとする。

第1水曜日のみ午前8時45分から午後1時までとする。  
ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月29日  
から1月4日までを除く。

(2) サービス提供日

月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後4時までとする。  
隔週の土曜日の午前8時45分から午前12時までとする。  
第1水曜日のみ午前8時45分から午後1時までとする。  
ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月29日  
から1月4日までを除く。

(送迎サービス)

サービス提供日に応じて送迎します。

【主たる対象者】

就労継続支援B型

知的障害者(18歳未満の者を除く)・精神障害者(18歳未満の者を除く)

生活介護

区分3以上の方(18歳未満の者を除く)、50才以上で区分2以上の方。

【指定就労継続支援B型の内容】

- (1) 個別支援計画の作成
  - (2) 食事の提供
  - (3) 身体等の介護
  - (4) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
  - (5) 就労の機会の提供及び生産活動(委託加工、自主製品作成)
  - (6) 実習先企業等の紹介
  - (7) 求職活動支援
  - (8) 職場定着支援
  - (9) 生活相談
  - (10) 健康管理
  - (11) 訪問支援
  - (12) 送迎サービス
  - (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2)から(12)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【指定生活介護事業の内容】

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 入浴の介護
- (3) 排せつの介護

- (4) 食事の介護
- (5) その他日常生活上必要な支援
- (6) 創作的活動(生産活動)の機会の提供
- (7) 健康管理
- (8) 食事の提供
- (9) 送迎サービス
- (10) 相談及び助言等

#### 【利用者から受領する費用の額等】

障害者総合支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、以下の費用を利用者の負担とする。

- ・昼食 1食につき370円
- ・日用品費の実費
- ・個人による創作活動などの材料費は実費
- ・送迎サービスの提供に係る費用
  - 就労継続B型 月額13,000円ないし日額800円(片道400円)その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
  - 生活介護 片道40分を超える場合は別途徴収

#### 【工賃の支払等】

就労継続B型については、1ヵ月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。生活介護については、生産活動に参加の場合は、支援センター中の支給算定により支給する。

#### 【サービス利用に当たっての留意事項】

利用者は、サービスの利用に当たっては、利用契約解除の要件となるので、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、督促に応じないこと。
- (2) 入院3ヶ月に至っても復帰目途のない長期欠席となること。
- (3) 他者の生命、身体、財産、信用を傷つけること。

#### 【通常の事業の実施地域】

大阪市、八尾市の全域とする。

#### 【保護者会との協力】

事業所は「支援センター中保護者会」と協調し、事業の円滑な実施に努める。また、保護者会活動ならびに大阪手をつなぐ育成会の支部活動に協力する。

### 【1日の流れ】

時間	日 課
(午前) 9:30	登所 朝礼・ラジオ体操 終了後、作業開始
12:00	昼食 休憩
(午後) 1:00	作業再開 (途中休憩 コーヒータイム)
3:20	作業終了 清掃 終礼
4:00	降所

### 【年間行事】

5月 一日余暇企画    6月 お楽しみ会    7月 避難訓練・お楽しみ会  
 8月 大阪大会・健康診断    9月 お楽しみ会    10月 一泊旅行  
 11月 ふれあい広場・一日余暇企画    1月 新年会・避難訓練  
 2月 お楽しみ会    3月 ごくろうさん会  
 ※休日余暇活動（隔週の土曜日実施）

### 《今後の方向性》

多機能事業所として、就労継続支援B型事業は生産活動を充実させて、今以上に工賃アップをはかり、一般就労へのステップアップや福祉的就労が継続できるように取り組めます。元気で働き続けるためにも運動の機会を増やし、体力増進、健康管理の取り組みを行います。余暇活動も行いながら、仕事と余暇のバランスの大切さも感じてもらいます。生産活動を通して自分が持てる力を発揮して、役割を意識し、充実感を高められるように、今後も日中活動の展開をはかります。

また、生活介護事業所では、利用者の希望を吸い上げ、生産活動、創作・余暇の活動や豊かな生活を展開していきます。

ホームズ中央、他のセンターとも連携をして、生活についても相談していきます。親無き後の利用者の生活は、両親家族が元気な間に十分に相談をし、利用者の意思に合った支援を行うことによって、本人、家族の安心につながらばと考えます。

### 《支援テーマ》

「できることは自分で、新しいことにもチャレンジを」!

「職員は過剰な支援を控え、必要な時に適切な対応ができるように」!

「ご本人の近くで寄り添う姿勢で配慮を」!